

生活保護からのお知らせ

(生活保護法の指定を受けている事業者様へ)

- 介護保険法の指定を更新する事業につきましては、生活保護法の指定はそのまま継続されますので、特段の手続きは不要です。
- ただし、更新を希望しない事業について現に生活保護法の指定を受けている場合は、別途指定廃止の届けが必要となります。

<詳細は下記へお問い合わせ下さい>

【問い合わせ先】

- ◆ 横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課 045-671-2403